

# 兵庫県公報

平成26年11月13日 木曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

選挙管理委員会告示	ページ
○平成26年5月18日執行兵庫県揖保川岩浦土地改良区第3選挙区総代再選挙の選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決	1

## 選挙管理委員会告示

### 兵庫県選挙管理委員会告示第65号

平成26年5月18日執行兵庫県揖保川岩浦土地改良区第3選挙区総代再選挙の選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決

平成26年5月18日執行の兵庫県揖保川岩浦土地改良区第3選挙区総代再選挙の選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成26年11月13日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武田 丈 蔵

裁 決 書

審査申立人  
たつの市揖保町中臣326番地  
上 田 英 夫

上記審査申立人（以下「申立人」といいます。）が平成26年7月16日付けで提起した平成26年5月18日執行兵庫県揖保川岩浦土地改良区第3選挙区総代再選挙（以下「本件選挙」といいます。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決します。

主 文

本件選挙における選挙の効力に関する審査の申立てを棄却します。

審査の申立ての要旨

本件選挙の当選人である申立人は、本件選挙における選挙の効力に関し、平成26年5月28日付けでたつの市選挙管理委員会（以下「市委員会」といいます。）に対して異議の申出をしたところ、市委員会は同年7月10日、この異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」といいます。）をしました。

申立人は、原決定を不服として、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求める審査の申立てを行ったものです。

その審査の申立ての理由を要約すると、次のとおりです。

#### 1 本件選挙の執行時期について

本件選挙は、平成24年10月14日執行兵庫県揖保川岩浦土地改良区総代選挙のうち第3選挙区における選挙を無効とした平成25年3月25日付の兵庫県選挙管理委員会（以下「県委員会」といいます。）の裁決決定を受けて執行されたものであるが、市委員会は土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）（以下「施行令」といいます。）第24条第3項の解釈・運用を誤り、県委員会の裁決の日から1年が経過した後に本件選挙を執行した。

前述の県委員会の裁決書（以下「県裁決書」といいます。）末尾の教示には、「この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。」とあり、平成25年9月26日を以て出訴期間が満了し、当該裁決の効力が確定するため、本件選挙を速やかに執行すべきであった。

#### 2 第3選挙区以外の選挙区における補欠選挙の執行について

市委員会は、第3選挙区以外の選挙区における総代の欠員の実態を確かめることなく、誤った現状認識に基づいて選挙の管理執行を行った。再選挙の執行が遅延している間に、第1、第2、第4選挙区を合わせて5名の欠員が発生しており、杜撰な事実確認に基づいて、それらの選挙区の補欠選挙を執行しなかったのは不法である。

### 3 代理人による立候補辞退届の提出について

#### (1) 辞退届提出時の不可解な行為について

本件選挙の候補者である柳生正弘氏が立候補受付の終了間際に、上田勝行氏の辞退届を駆け込み持参し、選挙長の目の前で日付を記入して提出した。一部の候補者が、無投票選挙に持ち込み、自らの当選を確実にするべく画策したものと考えられ、これは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）（以下「公選法」といいます。）の総則にある「日本国憲法の精神に則り、選挙人の自由に表明せる意志によって、公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」という趣旨に反する。

#### (2) 上田勝行氏の辞退届等の不可解な点について

柳生正弘氏は上田勝行氏の辞退届に日付を記入して提出したが、土地改良区でもらった辞退届の写しの日付はパソコンかワープロにより作成されており、柳生正弘氏が提出したものと別物ではないかとの疑惑がある。また、辞退届は、住所の一部と氏名だけが手書きとなっている以外は、パソコンかワープロにより作成されており、別人が作成した書面に自署捺印を迫ったものと思われる。

また、上田勝行氏の立候補届についても、押印されている認印が、辞退届の認印と同じ印に訂正されており、時間的に先行している立候補届の認印が訂正される理由はないため不可解である。

#### 裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを受理し、市委員会から審査の申立てに対する弁明書、再弁明書及び原決定の関係書類を、並びに、申立人から市委員会の弁明に対する反論書及び再反論書の提出を求め、慎重に審査を行いました。その結果は、次のとおりです。

およそ選挙が無効とされるのは、施行令第28条の規定により、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られています。

同条に関する最高裁判所の判決は見当たりませんが、公選法に同様の規定があり、公選法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」とされています（昭和61年2月18日最高裁判所判決）。また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」とされています（昭和29年9月24日最高裁判所判決）。

このような観点から、申立人の主張について本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かについて判断します。

#### 1 本件選挙の執行時期について

土地改良区総代選挙の再選挙については、施行令第24条第3項の規定により、審査申立の裁決が確定しない間は執行することができないこととされているため、裁決に係る取消訴訟の出訴期間が経過しなければ執行することができません。また、審査申立の裁決に係る取消訴訟の出訴期間は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項で「裁決があったことを知った日から6箇月」とするとともに、当事者以外の第三者も含め、裁決があったことを知ると否とにかかわらず、同条第2項で「裁決の日から1年」を期限とし、これを経過すれば提起できないことと定められています。

したがって、本件選挙は、法令に基づいて、県委員会の選挙無効の裁決に係る取消訴訟の出訴期間の期限である裁決の日から1年の経過を待って執行されたものであり、申立人の主張には理由がありません。

なお、県裁決書末尾の教示には、裁決の取消しの訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として提起することができると記載していますが、これは施行令第27条第3項に基づく裁決の交付により、裁決があったことを知ることになる審査申立人に対する教示であるためです。

#### 2 第3選挙区以外の選挙区における補欠選挙の執行について

申立人は、第3選挙区以外の選挙区において欠員が生じているにもかかわらず、本件選挙と同時にそれらの選挙区の補欠選挙を実施しなかったのは不法であると主張しますが、そもそも本件選挙の管理執行において、第3選挙区以外の選挙区における補欠選挙事由の有無は、法令上何ら関連のないものです。

したがって、第3選挙区以外の選挙区における欠員の有無が、本件選挙を無効とする原因とはならないため、申立人の主張には理由がありません。

### 3 代理人による立候補辞退届の提出について

#### (1) 辞退届提出時の不可解な行為について

立候補の辞退については、施行令第17条の3第3項の規定により、文書で選挙長に届け出なければならないこととされていますが、候補者本人の持参による届出が必要である旨の規定はありません。

また、市委員会の弁明によれば、関係人への審尋により、「上田勝行氏は自分の意思で辞退届を作成（日付を含めワープロ打ち）し、地区の世話役で自治会長の池田優氏に辞退届の提出を依頼したこと。池田優氏は自分が辞退届を提出しようとしたが、当日都合が悪かったため、柳生正弘氏に提出を依頼し、柳生正弘氏が代わって辞退届を提出したこと。」が確認されています。

したがって、立候補の辞退届を候補者の代理人が提出することは可能であり、申立人が主張するような選挙の自由公正を阻害する行為も認められないため、申立人の主張には理由がありません。

#### (2) 上田勝行氏の辞退届等の不可解な点について

市委員会の弁明によれば、上田勝行氏の立候補届及び辞退届に形式上の不備はなく、選挙長が適正に受理したとしています。また、前述のとおり、市委員会による審尋により、上田勝行氏は自らの意思で辞退届を作成し、提出を依頼したことを確認しています。

選挙に不正があった事実については、申立人が立証する責任を負います（昭和23年7月29日最高裁判所判決）が、本件選挙において不正があったと認めるに足る証拠の提示はなく、申立人の主張は単なる憶測の域を出ないものと判断せざるを得ません。

以上のとおり、申立人が選挙無効の理由とする主張にはいずれも理由がないため、本件選挙は無効とされるべきものではありません。

よって、当委員会は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定により主文のとおり裁決します。

平成26年11月12日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

#### 教 示

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として（この場合において、兵庫県選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。